

○内閣府告示第三十六号

災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号）第三条第一項の規定に基づき、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成二十五年内閣府告示第二百二十八号）の一部を次のように改正し、令和五年四月一日から適用する。

令和五年三月三十一日

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改める。

改

正

後

改

正

前

（避難所及び応急仮設住宅の供与）

第二条 法第四条第一項第一号及び第二項の避難所並びに同条第一項第一号の応急仮設住宅の供与は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難所

〔イ・ロ 略〕

ハ 避難所の設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費（法第四条第二項の避難所については、災害が発生するおそれがある場合において必要となる別に定める経費）として、一人一日当たり三百四十円以内とすること。

〔二・ヘ 略〕

二 応急仮設住宅

応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの（以下「建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借上げて供与するもの（以下「賃貸型応急住宅」という。）、又はその他適切な方法により供与するものであること。

イ 建設型応急住宅

〔略〕

（避難所及び応急仮設住宅の供与）

第二条 法第四条第一項第一号及び第二項の避難所並びに同条第一項第一号の応急仮設住宅の供与は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難所

〔イ・ロ 同上〕

ハ 避難所の設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費（法第四条第二項の避難所については、災害が発生するおそれがある場合において必要となる別に定める経費）として、一人一日当たり三百三十円以内とすること。

〔二・ヘ 同上〕

二 応急仮設住宅

応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの（以下「建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借上げて供与するもの（以下「賃貸型応急住宅」という。）、又はその他適切な方法により供与するものであること。

イ 建設型応急住宅

〔同上〕

内閣総理大臣 岸田 文雄

季別	夏季	季別	冬季	夏季	季別
額	六千三百円	額	三千八百円	百円	一万九千二
額	八千四百円	額	四千百円	百円	二万四千六
額	一万二千六	額	五千七百円	百円	三万六千五
額	一万五千四	額	六千九百円	百円	四万三千六
額	一万九千四	額	四千三百円	百円	五万五千二
算する額	二千七百円	一人を増すごとに加算する額	世帯員数が六人以上	八千円	一人を増すごとに加算する額

(被用)
〔被用〕
第四条 法第四条第一項第三号の被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与（以下「生活必需品の給与等」という。）は、次の各号に定めるところにより行うこととする。
〔一・二 略〕
三 生活必需品の給与等のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により一世帯当たり次に掲げる額以内とすること。この場合においては、季別は、夏季（四月から九月までの期間をいう。以下同じ。）及び冬季（十月から三月までの期間をいう。以下同じ。）とし、災害発生の日をもつて決定すること。
イ 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

第三条 法第四条第一項第二号の炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給は、次の各号に定める救助ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

(2) 一戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置にかかる原材費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、六百七十七万五千円以内とすること。

(3) (7) 略

季別	夏季	季別	冬季	夏季	季別
額	六千百円	額	三万五千円	額	一人世帯の 一人世帯の
額	八千二百円	額	四万百円	額	二人世帯の 二人世帯の
額	一万二千三	額	五万五千八	額	三人世帯の 三人世帯の
額	一万五千円	額	六万五千三	額	四人世帯の 四人世帯の
額	一万八千九	額	八万二千二	額	五人世帯の 五人世帯の
算する額	二千六百円	世帯員数が六人以上 一人を増すごとに加 算する額	一万千三百円	七千八百円	世帯員数が六人以上 一人を増すごとに加 算する額

第四条 法第四条第一項第三号の被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与（以下「生活必需品の給与等」という。）は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

〔一・二 同上〕

三 生活必需品の給与等のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により一世帯当たり次に掲げる額以内とすること。この場合においては、季別は、夏季（四月から九月までの期間をいう。以下同じ。）及び冬季（十月から三月までの期間をいう。以下同じ。）とし、災害発生の日をもつて決定すること。

イ 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

(炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給)
第三条 法第四条第一項第二号の炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給は、次の各号に定める救助ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。
一 炊き出しその他による食品の給与

(2) 一戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、六百二十八万五千円以内とすること。
〔3〕～〔7〕 同上

冬季	一 万 百 円
一 万 三 千 二	一 万 八 千 八
百 円	百 円
二 万 二 千 三	二 万 八 千 百
百 円	百 円
三 千 七 百 円	三 千 六 百 円

四 「略」

(被災した住宅の応急修理)

第七条 法第四条第一項第六号の被災した住宅の応急修理は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 「略」

二 居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもつて行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり次に掲げる額以内とする。

イ 口に掲げる世帯以外の世帯 七十万六千円

ロ 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 三十四万三千円

三 「略」

(学用品の給与)

第九条 法第四条第一項第八号の学用品の給与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 「一・二 略」

三 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額以内とすること。

イ 「略」

ロ 文房具費及び通学用品費

(1) 小学校児童 一人当たり 四千八百円
(2) 中学校生徒 一人当たり 五千百円
(3) 高等学校等生徒 一人当たり 五千六百円

四 「略」

(埋葬)

第十条 法第四条第一項第九号の埋葬は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 「一・二 略」

三 埋葬のため支出できる費用は、一体当たり大人二十一万九千百円以内、小人十七万五千二百円以内とすること。

四 「略」

(死体の搜索及び処理)

第十一条 法第四条第一項第十号の規定に基づく令第二条第一号の死体の搜索及び処理は、次の各号に掲げる救助ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 「略」

二 死体の処理
「イ・ハ 略」

(1) 「略」

二 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

冬季	九 千 九 百 円
一 万 二 千 九	一 万 八 千 三
百 円	百 円
二 万 千 八 百	二 万 七 千 四
百 円	百 円
三 千 六 百 円	三 千 六 百 円

四 「同上」

(被災した住宅の応急修理)

第七条 法第四条第一項第六号の被災した住宅の応急修理は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 「同上」

二 居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもつて行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり次に掲げる額以内とする。

イ 口に掲げる世帯以外の世帯 六十五万五千円

ロ 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 三十一万八千円

三 「同上」

(学用品の給与)

第九条 法第四条第一項第八号の学用品の給与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 「一・二 同上」

三 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額以内とすること。

イ 「同上」

ロ 文房具費及び通学用品費

(1) 小学校児童 一人当たり 四千七百円
(2) 中学校生徒 一人当たり 五千円
(3) 高等学校等生徒 一人当たり 五千五百円

四 「同上」

(埋葬)

第十条 法第四条第一項第九号の埋葬は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 「一・二 同上」

三 埋葬のため支出できる費用は、一体当たり大人二十一万三千八百円以内、小人十七万九百円以内とすること。

四 「同上」

(死体の搜索及び処理)

第十一条 法第四条第一項第十号の規定に基づく令第二条第一号の死体の搜索及び処理は、次の各号に掲げる救助ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 「同上」

二 死体の処理
「イ・ハ 同上」

(1) 「同上」

二 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

(2) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は一体当たり五千五百円以内とすること。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することができる。

ホ (3) [略]

(災害によつて住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去)

第十二条 法第四条第一項第十号の規定に基づく令第二条第二号の災害によつて住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 [略]

二 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇用費等とし、市町村内において障害物の除去を行つた一世帯当たりの平均が十三万八千七百円以内とすること。

三 [略]

備考 表中の「」の記載は注記である。

(2) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は一体当たり五千四百円以内とすること。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することができる。

ホ (3) [同上]

(災害によつて住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去)

第十二条 法第四条第一項第十号の規定に基づく令第二条第二号の災害によつて住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 [同上]

二 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇用費等とし、市町村内において障害物の除去を行つた一世帯当たりの平均が十三万八千三百円以内とすること。

三 [同上]